

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531 商局第1号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。〕

改正後	改正前
I. 使用前自主検査の方法 1. ～9. (略)	I. 使用前自主検査の方法 1. ～9. (略)
II-1. 使用前自己確認の方法 1.・2. (略) 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. (略) B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。） (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 ①～③ (略) ④ <u>太陽電池発電設備の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。</u> <u>(太技解釈第2条)</u> ⑤ (略) (2)～(9) (略)	II-1. 使用前自己確認の方法 1.・2. (略) 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. (略) B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。） (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 ①～③ (略) (新設) ④ (略) (2)～(9) (略)
4.・5. (略) II-2. 使用前自己確認結果の届出の際の添付書類の様式例 (略)	4.・5. (略) II-2. 使用前自己確認結果の届出の際の添付書類の様式例 (略)